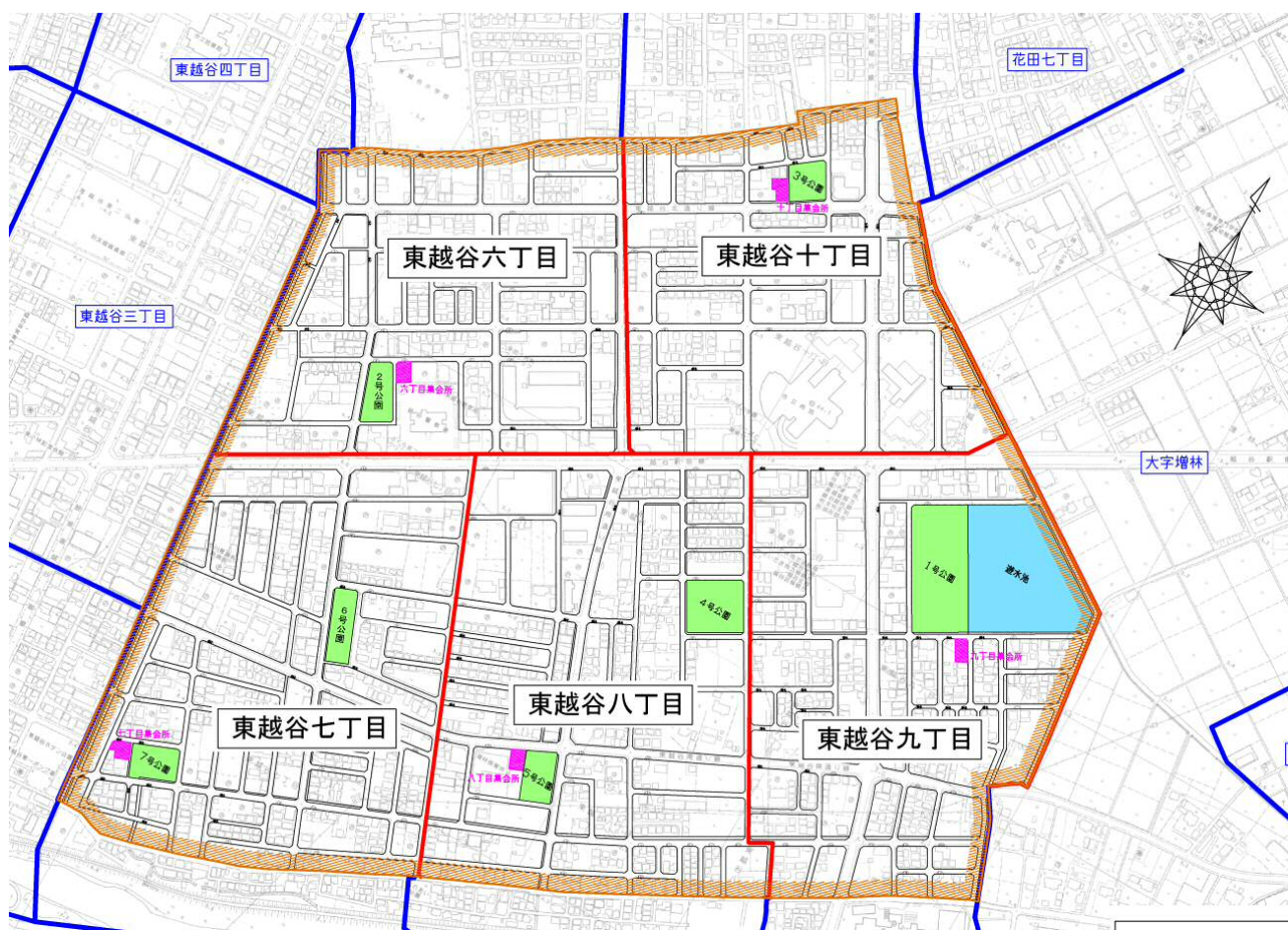


住所変更のてびき

(東越谷土地区画整理事業地内)

平成**30**年**11**月**10**日(土)から
住所の表し方が変わります



越 谷 市

はじめに

昭和61年5月12日の事業計画の決定以来、施行してまいりました東越谷土地区画整理事業がこのたび完了することになりました。完了に伴い、整備された道路などの形状に合わせて町の区域（町界）が変わり、地番が振りなおされます。

これにより、皆さまのお住まいの地域は、平成30年11月10日(土)から、住所の表し方が変わります。

この「住所変更のてびき」では、新しい住所の表し方や、今後、どのような手続きが必要となるかについてご案内いたします。

目 次

1. 今回お送りしたもの・・・・・・・・・・2ページ
2. 新しい住所の表示について・・・・・・・・3ページ
3. 住所変更の手続きについて・・・・・・・・5ページ
4. その他・・・・・・・・・・13ページ
5. 関係機関案内・・・・・・・・・・15ページ

1. 今回お送りしたものの

町界及び地番の変更に伴う住所の変更について（お知らせ）	このお知らせには、変更前（現在）の住所と変更後（平成30年11月10日以降）の住所が記載されています。
新地番案内図	変更後の新しい町界、地番等を表示した図面です。
住所変更のてびき（東越谷土地区画整理事業地内）	現在ご覧いただいている冊子です。 住所の変更の手続き等を説明した冊子です。
住所変更のお知らせ用はがき（1世帯あたり50枚）	<p>新しい住所を友人・知人の方などにお知らせするためのはがきです。（送料無料）</p> <p>このはがきは、郵便局が作成したもので、新住所を定着させ、正確に郵便物が配達できるようにすることを目的としています。（はがきは、宛先が異なっても、まとめて封筒に入れ、ポストに投函してください。）</p>
不動産登記のてびき	所有する土地、建物の登記簿に記載されている不動産所有者の住所を変更する場合の手続きを説明した冊子および申請書式です。
商業登記のてびき	法人登記の所在地等を変更する場合の手続きを説明した冊子および申請書式です。 法人の方のみ同封しています。
住所変更手続き一覧（法人向け）	法人向けの住所変更手続きについての一覧です。 法人の方のみ同封しています。

2. 新しい住所の表示について

平成30年11月10日（土）から、地区内の土地の表示（町界及び地番）は変更されます。

この町の区域及び地番の変更に伴い、東越谷土地区画整理事業地内の住所を有している皆さまの住所や本籍（変更区域内に本籍がある場合のみ）、土地・建物の所在が新しい表示方になります。

住所や本籍は、下記のとおり変わります。

(1) 地番のみ変更する区域（次ページ図面の白色の事業区域）

住所	変更前	越谷市 東越谷●丁目 ●●番地●
及び本籍	変更後	越谷市 東越谷●丁目 ■■番地■

※地番のみ変更する区域については、郵便番号と町名は変わりません。

※住民登録された時の登録状況により、地番のみ変更する区域にお住まいの場合でも、町名が変わることがあります。

(2) 町名と地番を変更する区域（次ページ図面の黄色い区域）

住所	変更前	越谷市 大字増林 ●●番地●
及び本籍	変更後	越谷市 東越谷■丁目 ■■番地■

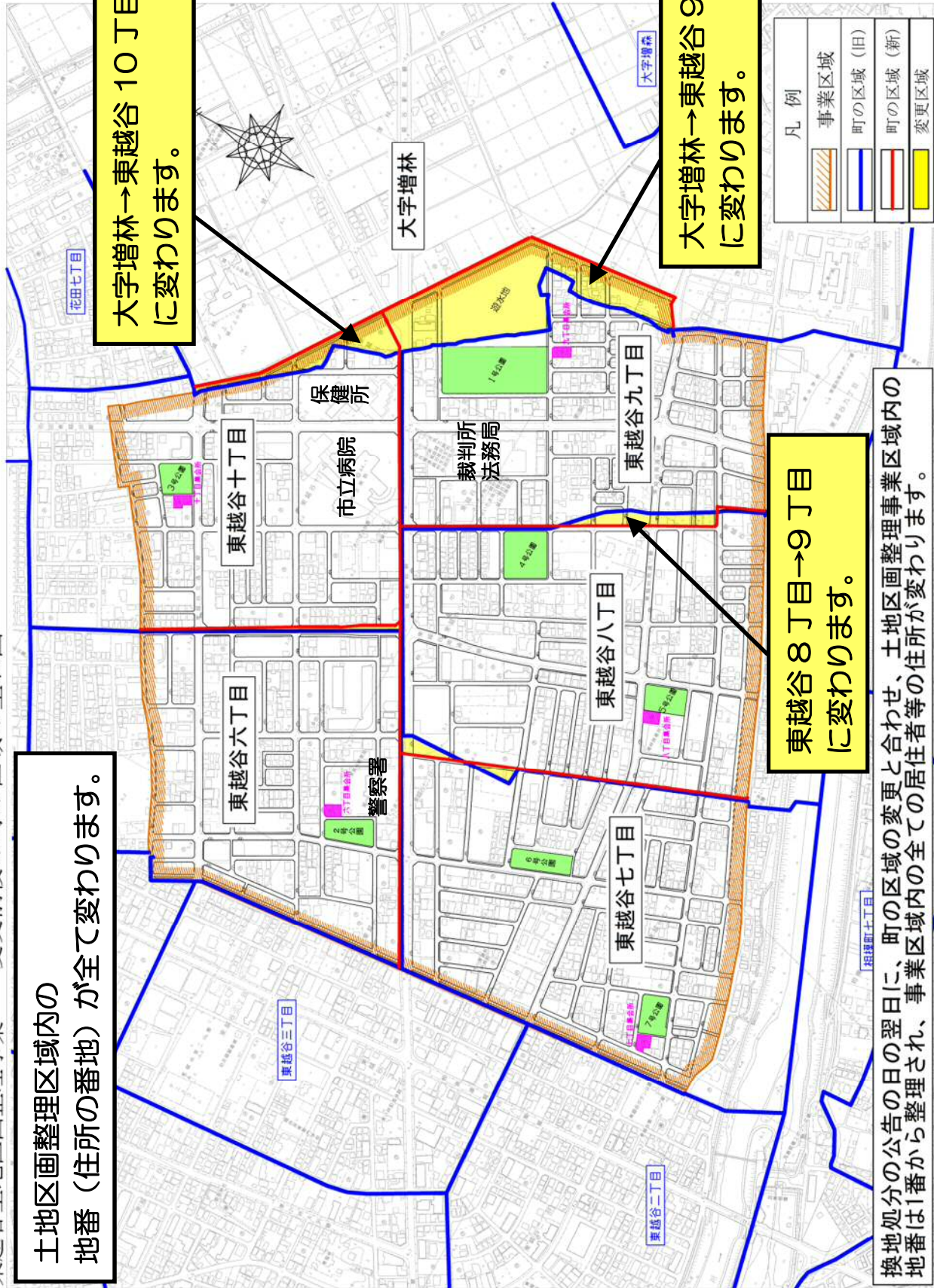
※町名が大字増林から東越谷に変わる区域は、郵便番号も変わります。

(3) 郵便番号について

今回の変更区域内の郵便番号は全て以下の郵便番号です。

東越谷●丁目	343-0023（変更無し）
大字増林から東越谷●丁目 に変わる区域	343-0023（東越谷）へ変更

土地区画整理区域内の
地番（住所の番地）が全て変わります。



(4) 町の区域の変更概要図

大字増林→東越谷10丁目
に変わります。

大字増林→東越谷9丁目
に変わります。

東越谷8丁目→9丁目
に変わります。

凡 例	
	事業区域
	町の区域 (旧)
	町の区域 (新)
	変更区域

換地処分公告の翌日に、町の区域の変更と合わせ、土地区画整理事業区域内の地番は1番から整理され、事業区域内の全ての居住者等の住所等が変わります。

3. 住所変更の手続きについて

住所の変更に伴い、市役所などが住所の書き換えを行うものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

それぞれについて主なものをご案内いたしますので、住所が変更となる平成30年11月10日以降に手続きを行ってください。

(住所変更の手続きが**不要**なもの)

	項目	担当課が行う事務	担当課(電話番号)
住民登録関係	住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票（印鑑証明書） 戸籍簿の本籍欄（戸籍謄抄本） 選挙人名簿などの住所欄	届出は不要です。 市役所にて変更します。	
保険関係	国民健康保険	新しい被保険者証・ 短期被保険者証・ 資格証明書を自宅 へ郵送します。	国民健康保険課 保険担当 (048-963-9146)
	被保険者証		
	短期被保険者証		
	被保険者資格証明書		
	限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	新しい認定証・受療 証を自宅へ郵送し ます。	国民健康保険課 給付担当 (048-963-9154)
後期高齢者医療	後期高齢者医療	新しい被保険者証・ 短期被保険者証・ 認定証・受療証を自 宅へ郵送します。	国民健康保険課 後期高齢者医療担当 (048-963-9170)
	被保険者証		
	短期被保険者証		
	限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証		

項 目		担当課が 行う事務	担当課(電話番号)
年金関係	国民年金（第1号被保険者）の加入者 および国民年金、厚生年金の年金受給者	市役所から越谷年金事務所に、住所変更の手続きを依頼します。	市民課 国民年金担当 (048-963-9155)
	共済年金の加入者及び年金受給者	届出は不要です。	各共済組合
福祉関係	介護保険	新しい被保険者証、 割合証、認定証を自宅へ郵送します。	介護保険課 保険料担当 (048-963-9168) 給付担当 (048-963-9169)
	被保険者証		
	負担割合証		
	負担限度額認定証		
	居宅サービス利用者負担額減額 (免除) 認定証		
こども医療費受給資格証	新しい受給資格証、 受給者証、証書を自宅へ郵送します。	子育て支援課 (048-963-9166)	
ひとり親家庭等医療費受給者証			
児童扶養手当証書			
子ども・子育て支援支給認定証	新しい支給認定証を自宅へ郵送します。 ※14日以内に古い認定証を子ども育成課又は利用施設・事業所に提出してください。	子ども育成課 保育担当 (048-963-9167)	

	項 目	担当課が 行う事務	担当課(電話番号)
その他	上下水道	届出は不要です。	
	郵便	届出は不要です。	
	パスポート	ご本人で住所欄を 訂正してください	パスポートセンター (048-969-1818)
	市立病院の診療録（カルテ）	届出は不要です。 受診時に、ご本人の 申告により、登録住 所を変更します。	市立病院 医事課 (048-965-4532)
	犬の登録原簿	届出は不要です。	生活衛生課 (048-973-7532)
	標識交付証明書 （原動機付自転車及び小型特殊自動車）	新しい証明書を自 宅へ郵送します。 古い証明書は返送 ください。	市民税課 (048-963-9145)
	競争入札参加資格登録 （物品販売・印刷請負・業務委託・賃貸 借業務等、建設資材） ※建設工事等は手続きが必要	届出は不要です。	契約課 (048-963-9131) 市立病院庶務課 (048-965-2221)
	小規模建設工事等契約希望者登録 登録業者		契約課 (048-963-9131)
	債権者登録申請書 債権者登録をされている方	届出は不要です。	出納課 (048-963-9252)

※手続きは変更日（11月10日）以降に行ってください
 （住所変更証明書が必要な手続きについては、証明書が届いてから行ってください）

（住所変更手続きが必要**な主なもの）**

以下の表に記載されているものは、皆さまに住所の変更の手続きをしていただく必要があります。

住所の変更の手続きの際に、越谷市が発行する「住所変更証明書」が必要となる場合があります。「住所変更証明書」については、13ページをご覧ください。

変更していただく届出等 (項目)		申請届出先	期 限	必要書類等
マイナンバー・住民登録関係	マイナンバーカード (カードをお持ちの方)	市役所市民課 マイナンバー担当 (048-940-8604) 及び北部・南部出張所	すみやかに	マイナンバーカード
	マイナンバー通知カード			マイナンバー通知カード、本人確認書類
	※代理人による申請については、上記マイナンバー担当までお問い合わせください。			
	住民基本台帳カード(顔写真付き)・在留カード・特別永住者証明書	市役所市民課 住民記録担当 (048-963-9126) 及び北部・南部出張所	すみやかに	各カード
年金関係	厚生年金(第2号および第3号被保険者)の加入者および被扶養者	各事業所(勤務先)	すみやかに	住所変更届等
	労災年金(傷病・障害・遺族)年金を受給している方	春日部労働基準監督署 労災課 (048-735-5228)	すみやかに	住所・氏名変更届を提出(届出書の様式は春日部労働基準監督署にあります。)住所変更証明書または住民票(市で発行するもの)

※手続きは変更日（11月10日）以降に行ってください
 （住所変更証明書が必要な手続きについては、証明書が届いてから行ってください）

変更していただく届出等 (項目)		申請届出先	期 限	必要書類等		
福祉関係	精神障害者保健福祉手帳	市役所障害福祉課 (048-963-9164)	必要なときに 手続きをして ください。	手帳、受給者証、登 録証など マイナンバー確認書 類、印鑑		
	自立支援医療受給者証 (精神通院医療)					
	自立支援医療受給者証 (更生医療)					
	訪問入浴サービス受給 者証					
	特別障害者手当				すみやかに	各手当の変更届、 マイナンバー確認書 類
	経過的福祉手当					
	障害児(者)生活サポート 事業利用者票	市役所障害福祉課 (18歳以上) (048-963-9164) 子育て支援課 (18歳未満) (048-963-9172)	すみやかに	利用券、印鑑		
	自動車燃料費助成券			助成券、印鑑		
	重度心身障害手当			各手当の変更届、 マイナンバー確認書 類		
	障害児福祉手当			受給者証・手帳、印 鑑		
	重度心身障害者医療費 受給者証					
	障害児通所受給者証			必要なときに 手続きをして ください。	通所受給者証変更届 (届出書の様式は子 育て支援課にありま す)	
	特別児童扶養手当証書	特別児童扶養手当証 書変更届(届出書の 様式は子育て支援課 にあります)				

※手続きは変更日（11月10日）以降に行ってください
 （住所変更証明書が必要な手続きについては、証明書が届いてから行ってください）

変更していただく届出等 (項目)		申請届出先	期 限	必要書類等	
福祉関係	身体障害者手帳	市役所障害福祉課 (18歳以上) (048-963-9164) 子育て支援課 (18歳未満) (048-963-9172)	必要なときに 手続きをして ください。	手帳、印鑑 マイナンバー確認書 類	
	療育手帳				
	障害福祉サービス受給 者証			手帳、受給者証、登 録証など マイナンバー確認書 類、印鑑	
	移動支援事業登録証				
訪問理美容券	市役所地域包括ケア 推進課 (048-963-9163) 障害福祉課 (048-963-9164)	必要なときに 手続きをして ください。	利用券、介護保険証 または手帳		
保健医療関係	小児慢性特定疾病医療 受給者証	保健センター市民健 康課 (048-978-3511)	すみやかに	小児慢性特定疾病医 療費支給認定内容変 更届出書	
	養育医療券			養育医療受給者居住 地等変更届出書	
	指定難病医療給付受給 者証	保健所保健総務課 (048-973-7531)		必要なときに 手続きをして ください。	変更届出書、受給者 証、印鑑
	肝炎治療受給者証				
公共施設利用等	市立図書館 (048-965-2655) 北部市民会館図書室 (048-978-5311) 南部図書室 (048-990-0305) 市民活動支援センタ ー中央図書室 (048-969-1800)	すみやかに	連絡先等変更届(届 出書の様式は図書 館・図書室にありま す。)		

※手続きは変更日（11月10日）以降に行ってください
 （住所変更証明書が必要な手続きについては、証明書が届いてから行ってください）

変更していただく届出等 (項目)		申請届出先	期 限	必要書類等
公共施設利用等	越谷市立老人福祉センター使用証	けやき荘 (048-965-5822) くすのき荘 (048-979-6600) ゆりのき荘 (048-992-6601) ひのき荘 (048-973-7903)	必要なときに 手続きをして ください。	越谷市立老人福祉センター 使用証再交付申請書
	越谷市いきいき農園利用許可書	市役所福祉推進課 048-963-9237	必要なときに 手続きをして ください。	変更届出書
	埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまるよやく）の利用者情報	利用者登録をした施設	すみやかに	埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム利用者登録(変更・廃止)申請書
自動車関係	運転免許証 (住所の変更) (本籍の変更)	越谷警察署免許係 (代表 048-964-0110) (内線 411 または 412) (埼玉県内の警察署であればどこでも手続きできます。)	すみやかに	運転免許証 住所変更証明書(市で発行するもの) ※手数料は無料
	自動車検査証 所有者または使用者	春日部自動車検査登録事務所 (050-5540-2028)	すみやかに	使用者印、所有者印、車検証、住所(所在地)変更証明書(市で発行するもの)、申請書(OCRシート第1号様式) ※変更申請書代 20 円が必要(春日部自動車検査登録事務所でお求めください)

※手続きは変更日（11月10日）以降に行ってください
 （住所変更証明書が必要な手続きについては、証明書が届いてから行ってください）

変更していただく届出等 (項目)		申請届出先	期 限	必要書類等
自動車関係	軽自動車検査証 所有者または使用者	軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 コールセンター (050-3816-3113)	すみやかに	使用者印、所有者印、 車検証、住所(所在地) 変更証明書(市で発行するもの)、申請書(OCRシート軽第1号様式または軽専用第1号様式) (手数料は無料) ※変更申請書代 30円 が必要(申請時にお求めください)
	関係 入札参加資格	競争入札参加資格登録 (建設工事、設計・調査・ 測量、土木施設維持管理)	埼玉県入札審査課 (048-830-5771) 越谷市契約課 (048-963-9131)	すみやかに 埼玉県電子入札共同システムから出力される送付票および必要書類 ※越谷市独自書類は不要
不動産関係	不動産登記簿 (甲区欄「所有者の住所」の変更)	手続きの詳細は、このてびきと合わせてお送りした「不動産登記のてびき」をご覧ください。		
	※ 土地・建物登記簿の表題部(所在の表示)については、越谷市が変更の申請をします。 ※ 換地処分公告日(11月9日)の翌日から、上記の表題部の変更登記が完了するまでの間、一般の不動産に関する登記事務が停止されます。所有者の住所変更登記については、登記事務の停止が解除された後に申請できます。			
(例) 個人で契約・届出しているもの	電気・ガス	東京電力 0120-995-441 東彩ガス 0120-78-1031 など		
	電話・インターネット	NTT 東日本 局番なし 116 など		
	生命保険・自動車保険等	各保険会社等		
	銀行・クレジットカード	各金融機関等		
	勤務先、学校	市内公立小・中学校は除く		
	NHK	0120-151515		

※詳しくは、各担当課・取扱機関へお問合せください。

※上記以外の免許証、健康保険証、許認可証、預金通帳などをお持ちの場合や、個人で契約や届出をしているものについては、それぞれの機関などにお問合せください。

4. その他

(1) 住所変更証明書・本籍の表示変更証明書について

今回の各種の住所変更（本籍変更）手続きの際に、住所変更（本籍変更）があったことを証明するものとして住所変更証明書（本籍の表示変更証明書）が必要となる場合があります。

住所変更証明書については、住所変更後（平成30年11月15日頃）に、越谷市より15歳以上で、変更区域内に住民登録をしている方を対象に、世帯主に郵送いたします。（特定の区域へ大量に郵送するため、届くまで2週間以上かかる場合があります。）

本籍の表示変更証明書については、変更区域内に本籍地がある方を対象として、筆頭者（筆頭者が除籍されている場合は、在籍者）の方へ郵送いたします。

なお、証明書が早急に必要な方及び証明書が不足した方は、変更日以降の11月12日（月）から、市役所市民課窓口（2-13番）・北部出張所・南部出張所にて無料でお渡しいたします。

(2) 住民票・戸籍謄本等のコンビニ交付の休止について

住所変更日とその翌日（平成30年11月10日（土）、11月11日（日））については、住民登録のデータ更新のため、住民票、戸籍謄本等のコンビニ交付サービスを休止いたします。

(3) 町内会・自治会の区域について

町内会・自治会は、その地域の皆さまが自主的に組織、運営しているものです。町の区域や町名の変更に直接関係するものではありませんので、今までどおりの運営で差し支えありません。

(4) ごみの収集について

今回の町名・地番の変更によってごみの収集日・集積所が変わることはありません。

(5) 通学区域について

町名・地番の変更によって通学区域が変わることはありません。

(6) 住所の街区表示板・案内板の取り付けについて

町の区域・地番の変更に伴い、地域の現在地の確認や訪問される方の混乱を避けるため、電柱やフェンスへの街区表示板の取り付けを変更日後から行います。また、東越谷の各丁目の公園に街区案内板の設置も行います。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

(7) 郵便物の送付について

市役所からお送りする各種の通知等が、事務処理の都合上、変更前の住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

(8) この冊子の届出一覧は参考ですので、各種免許、許可証などの住所変更は、関係する窓口にお問合せのうえ、実施日以降手続き等をしてください。

5. 関係機関案内

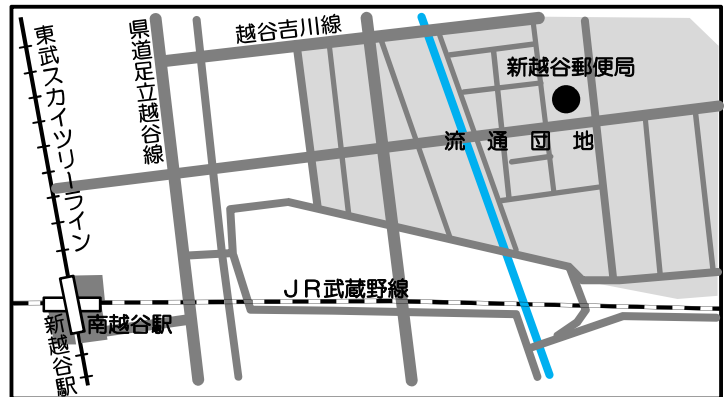
越谷市役所

住所：越谷市越ヶ谷 4-2-1
電話：(代)048-964-2111
交通：東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「越谷駅」東口より徒歩7分



日本郵便株式会社 新越谷郵便局

住所：越谷市流通団地 1-3-2
電話：(代)048-985-2751
交通：〔バス〕東武伊勢崎線「新越谷駅」東口3番乗り場から「越谷流通業務団地（循環）」行きに乗車、「流通団地公園」下車



越谷警察署

住所：越谷市東越谷 6-67-1（11月9日まで）
越谷市東越谷 6-27-6（11月10日以降）
※東越谷土地区画整理事業地内のため住所が変わります。
電話：048-964-0110

さいたま地方法務局 越谷支局

住所：越谷市東越谷 9-34-1（11月9日まで）
越谷市東越谷 9-2-9（11月10日以降）
※東越谷土地区画整理事業地内のため住所が変わります。
電話：(代)048-966-1321

越谷年金事務所

住所：越谷市弥生町 16-1 ツインシティ B シティ 3 階

電話：048-960-1190

交通：東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「越谷駅」東口徒歩 2 分

越谷税務署

住所：越谷市赤山町 5-7-47

電話：048-965-8111

交通：東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「越谷駅」西口徒歩 8 分

越谷県税事務所

住所：越谷市越ヶ谷 4-2-82

電話：(代)048-962-2191

交通：東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「越谷駅」東口徒歩 10 分
越谷合同庁舎内

埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所

住所：春日部市大字増戸 723 番地の 1

電話：050-5540-2028

交通：〔電車〕東武野田線（アーバンパークライン）「豊春駅」より徒歩 20 分

軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所

住所：春日部市下大増新田字東耕地 115 番 1

電話：050-3816-3113（コールセンター）

交通：〔バス〕春日部駅西口 2 番乗り場から「かすかべ温泉」または
「ウイングハット春日部」行きに乗車、「かすかべ温泉」で下車、徒歩 5 分

その他

官公署・会社名	電話番号	官公署・会社名	電話番号
越谷市消防本部	048-974-0101	越谷市保健所	048-973-7530
さいたま地方法務局 法人登記部門	048-851-1000	春日部労働基準 監督署労災課	048-735-5228

ご不明な点がございましたら
お問合せください

★住所変更証明書等に関すること

越谷市役所 市民課

電話 048-963-9152

★土地・建物の住所変更登記に関すること

さいたま地方法務局 越谷支局

電話 048-966-1321

★土地区画整理事業に関すること

越谷市役所 市街地整備課

電話 048-963-9231